

権予定の第23回党大会で決定、実施に移される予定であるが、その内容をみると、フルシチョフ前首相時代とは異なり、経済の安定的発展と効率化をねらいとした地道な目標を設定、自由主義諸国との経済競争についても、きわめて控え目な表現にとどめているのが注目される。しかし農業部門にはなお過大と考えられる増産が計画されており、また、消費物資の生産拡充とともに生産財生産の相対的高水準の確保など、総花的な計画となっている。自由主義諸国との経済交流については、近代設備、技術等の輸入促進など、引き続きその拡大を期待しており、日ソ経済協力として注目を浴びつつあるシベリア、極東地域の開発問題も重要な政策課題の一つにあげられている。

米国の国際収支対策とカナダ

米国政府は1963年以来、国際収支の改善を目的とする各種のドル防衛措置(金利平衡税、海外投資の自主規制など)を実施してきたが、地理的にも経済的にも米国と最も密接な関係にあるカナダはこれに非常な関心を示し、対策を講じてきた。ことに昨年12月、企業の対外直接投資に関する米当局のガイドラインがカナダ向けの投資にも適用されることになったことは、カナダ経済にかなりの実質的影響を及ぼすものとみられるため、カナダ国内でかなりの論議を呼び、これが政治問題にまで発展しそうな情勢にある。以下、ドル防衛策のカナダ経済に与えた影響とそれをめぐる問題点についてみよう。

従来の経緯

カナダ政府は従来から米カ両国の緊密な経済関係について米国政府の注意を喚起し、米国が国際収支対策を実施するにあたっては、それがカナダに及ぼす影響について十分考慮するよう要望してきた。米当局としてもこれを認め、国際収支対策の適用にあたって、カナダを他の先進国と区別して種々特別扱いを講じカナダに協力してきた。そ

のおもなものを列挙すれば、①カナダの新規債に対する金利平衡税の無制限適用免除、②米国企業のカナダ向け直接投資に対するガイドラインの適用免除、③米国の銀行その他金融機関の対外投融資に関するガイドライン実施にあたって、カナダ向け投融資の優先的取扱い、などである。

(1) 金利平衡税の適用免除の経緯

1963年7月に米国が金利平衡税の実施を発表するや、カナダ・ドル相場は急落し、カナダ国内の株式・債券市場にも大きな混乱が生じた。このような事情に対処するため、カナダ政府は米国に対し、①カナダの対米經常収支が毎年10億ドル近い赤字を続けており、米国資本の導入によってようやくその赤字を相殺している実情からみれば、カナダは決して米国の国際収支の悪化要因にはなっていないこと、②またカナダとしては、もし金利平衡税が適用されるならば、国内経済の成長に不利ではあっても国内金利を引き上げ米国資本の導入に努めざるを得なくなり、したがって金利平衡税を適用しても米国の国際収支改善にはなんら役立たないこと、の2点をあげて、強硬に金利平衡税の適用除外を要望した。

米国側もこの主張を認め、カナダの新規債について同税の適用を無制限に免除することとした。

なお、カナダはその代償として、同国の金外貨準備を1963年7月の水準(約27億ドル)に維持することを約束した。これは米国で調達された資本がカナダの金外貨準備増強に用いられる結果になることを防止する意味をもつものである。

このような事情を映じ、カナダの株式・債券市場はようやく平静を取り戻し、1964年8月、金利平衡税法成立後、米国内におけるカナダ債の発行は再び活発化した。この結果1964年中のカナダ債の米国市場における発行額は7億ドルと、米国内の外国証券発行総額の66%(1962年5億ドル、29%)に達した。このような情勢をみた当時のゴードン・カナダ蔵相は、米国における過大なカナダ債発行が米国国際収支を圧迫し、平衡税適用免除の根拠を失うことをおそれ、1964年12月、州当局

に対し米国内における起債をさし控えるよう要請した。

(2) 昨年2月の対外投融資自主規制

昨年2月、米国は企業、銀行およびその他の金融機関の対外投融資に関する広範な自主規制措置を定め、これを実施に移した。この場合にも前述のとおり、企業のカナダ向け直接投資を規制の枠外とし、また金融機関のカナダ向け投融資をガイドラインの範囲内で他の先進国向け投融資より優先扱いするなど、かなりの配慮が行なわれたことは事実である。しかしながら、企業の余剰短資の引揚げ促進や一部所要資金の海外調達についてのガイドラインは、カナダにも適用された。

これに伴って、カナダ所在の米系企業が多額の短期金融資産を米本国に送金したため、①カナダの商業銀行における米国人ドル預金は1965年中7億ドルの減少と前年(3億ドル増加)とは対照的な動きを示し、②またカナダの金融会社が売り出し

た手形への非居住者投資額も同年中2億ドルの減少(前年中2億ドル増加)となった。

経済の好況に伴う資金需要の増勢を映じ、引締まりぎみに推移していたカナダの短資市場は、上記のような米系企業による資金引揚げにより一段とひっ迫した。昨年6月に中規模のカナダ販売金融会社が倒産し、一時金融市場にかなりの混乱をもたらしたが、これは、上記のような米国の金融資産引揚げによるところが大きいという見方もある。

しかしながら、反面では、米国のカナダ向け直接投資および米国内におけるカナダ起債の合計額は、1965年第1～3四半期中に前年同期を約7億ドル上回る11億ドルに達した。また輸出が1965年後半には対ソ連圏小麦売却契約の成立により好転したことも幸いして同国の金外貨準備は、7月以降増勢に転じた。

このような事情にかんがみ、また対米国際協力

米国の対カナダ国際収支

(単位・百万ドル)

	1962年		1963年		1964年		1965年(I～III) ⁽¹⁾	
	全 域	カナダ	全 域	カナダ	全 域	カナダ	全 域	カナダ
経 常 収 支	6,688	724	7,399	620	9,888	1,183	6,165	897
買 易 収 支	4,431	409	5,077	389	6,669	577	3,310	417
(輸 出)	(20,604)	(3,893)	(22,069)	(4,104)	(25,288)	(4,767)	(18,888)	(3,918)
(輸 入)	(16,173)	(3,484)	(16,992)	(3,715)	(18,619)	(4,190)	(15,578)	(3,501)
投 資 収 益	3,369	555	3,383	525	4,053	759	3,294	530
そ の 他	-1,112	- 240	-1,061	- 294	- 834	- 153	- 439	- 50
民間送金・政府贈与等	-4,196	- 22	-4,236	- 30	-4,051	- 36	-3,389	- 34
米民間資本収支	-3,425	- 710	-4,456	- 918	-6,462	-1,517	-2,471	- 184
直 接 投 資	-1,654	- 314	-1,976	- 365	-2,376	- 250	-2,475	- 535
新規外国証券(米国内)	-1,076	- 457	-1,250	- 693	-1,063	- 700	- 935	- 529
その他外国証券取引	107	162	146	144	386	104	353	251
そ の 他 長 期	- 258	- 37	- 591	2	-1,298	- 276	- 302	- 54
そ の 他 短 期	- 544	- 64	- 785	- 6	-2,111	- 395	888	683
米政府資本収支	-1,094	-	-1,664	1	-1,679	1	-1,155	- 2
外国資本収支 ⁽²⁾	1,691	637	2,980	106	3,294	258	- 4	- 120
誤差脱漏	-1,197	- 436	- 401	221	-1,161	111	- 96	- 557
総 合 収 支 ⁽³⁾	-1,523	193	- 378	0	- 171	0	- 950	0

(注) (1)……季節調整前。

(2)……米国の非流動資産および流動資産に対する外国の民間・公的機関の投資。

(3)……ベルシュタイン方式の総合収支に対外公的機関流動債務および対外公的機関非流動債務の増減を加えたもの。

資料：米商務省 “Survey of Current Business”

の意味もあって、カナダ政府は昨年11月、米国におけるカナダの主要起債者に対し、年明け後まで起債を見合わせるよう要請した。これにより、12月末の金外貨準備は前月末比約2千万ドル減少し、26.6億ドルとなった。

米国の対外投融資規制強化に関する両国の論争

昨年12月5日、米国はその対外投融資自主規制措置を強化したが、これとともに、①カナダの新規債に対する金利平衡税の適用免除を取り止める、②銀行以外の金融機関による対外長期投融資のガイドラインの対象にカナダ向け投融資をも加える、③企業の対外直接投資に関するガイドラインをカナダ向け投資にも適用するなどの三つの改訂を行ない、カナダを通ずる米国資本の流出を防止しようとした。

これに対し、カナダ当局は、①金利平衡税については、1963年、カナダ新規債を適用対象から除いた当時と全く同様の事情が存すること、②銀行以外の金融機関による対外長期投融資規制をカナダ向け投融資に適用すれば、金利平衡税の適用免除措置が残された場合でも米国におけるカナダ債の発行は著しく阻害されること、③企業の対外投資自主規制については、米国資本のカナダ流入額がこのガイドラインによって減少しても、それに相応する額の資本がニューヨーク市場における起債借入によってカナダに流入し、ガイドラインの効果が相殺される公算が大きいこと、を指摘して米当局の再考を求めた。

米国側は①金利平衡税と、②銀行以外の金融機関による対外長期投融資についてはカナダ側の意見を入れてこれを撤回した(なお、カナダ側はこれと同時に、対外準備の規制水準を従来27億ドルから26億ドルに引き下げ、必要な場合には米人保有のカナダ債を買い戻すこととした)。

しかしながら企業の対外融資規制については、米国側は、①この規制が企業の対外活動全般を対象としており、したがって企業がカナダ向け以外の対外投資を抑制するならばカナダへは従来どおりの水準の投資が行なわれることもあり得るこ

と、②また従来カナダを適用外としていたため、カナダの米系子会社を通じて米国資本がカナダ以外の諸外国へ流出したとみられること、などを理由にカナダの要請をしりぞけた。

本措置をめぐるカナダ国内での論議

このように企業の海外投資自主規制の対象にカナダが含まれることになったが、さらに今後は海外子会社の未処分利益もまた海外投資額とみなされることになったために、カナダ所在の米系企業子会社は、従来カナダ国内で運用していた短期金融資産の本国揚げに努力することになったほか未処分利益の処分や資金の利用についても大幅な制肘を受け、また原料などをなるべく米国から輸入するよう慫慂されることになった。米国のこうした措置をめぐって、カナダ国内にはさまざまな論議がひき起されたが、そこに指摘されたおもな問題点は次のようなものである。

(1) カナダの法人である米系子会社の投資、利益配分、商品購入などの方針にまで米当局が干渉するのはカナダの主権に触れるものではないか。

(2) 米系子会社のカナダ国内における資金調達増加は、国内金融市場のいっそうのひっ迫をもたらすのではないか。

(3) 米系子会社に対する米国の輸出の増大は、經常収支の悪化を招来するのではないか。

(4) 金利平衡税の適用免除や、銀行以外の金融機関の対外長期投融資規制の対象除外の代償として、当局が対外準備の増加を抑制するという方針を設けたことは、カナダの金融政策の自主制と弾力性をそこなうものではないか。

以上の4点のうちまず(1)の国家主権の問題は、カナダにおいては米国資本がカナダの製造業の約60%を支配しているといわれ、国内経済に対するカナダ当局の政策の影響力が常に問題となっているだけに、大きな政治問題となっている。ケベック州のキーランズ保健相は、米国の自主規制がカナダの主権を侵害する旨の抗議を直接コナー米商務長官に送り話題となったが、カナダ連邦政府当局もすでに昨年12月の米国との協議の際この点を

指摘しており、本年2月、シャープ・カナダ蔵相は新聞紙上で次のように語っている。

「もし米国のガイドラインが、対米貿易収支の赤字幅増大や資本市場の新たな緊張をもたらすことになれば、政府はカナダ自身のガイドラインを設け、カナダ国内のすべての会社がカナダのガイドラインを米国のガイドラインに優先して遵守するよう希望するつもりである」。なお後述するようこの点は本年3月の米カ経済閣僚会議においても主要議題の一つとなったものとみられている。

(2)の金融市場に対する影響については、実際どの程度米系子会社の資金調達が増加しているか判然としない。なお、カナダ銀行総裁は昨年12月10日カナダの全銀行に対し、「銀行が正常な資金需要に応ずることが不可能な状態にある場合には、米国のガイドラインによって新たな資金需要が生じて、従来から取引関係にあった顧客を優先的に取り扱う」よう指示したが、これはカナダの銀行に対する一種のガイドラインとみなすことができよう。

最近、カナダ経済についても過熱化傾向が著しいものがあり、企業の資金需要は一般的にきわめて旺盛である。かかる状況の下で、上記のガイドラインはある程度その実質的効果を発揮するものと期待されている。

(3)の経常収支の赤字増大に関する懸念は、米系子会社の原材料などの購入方針と関連することでもある。米国の対カナダ輸出総額に占める米系子会社向け輸出の比率は1964年現在約46%にも達しており、もしこのような米国の輸出努力がさらに強化されれば、すでに大幅赤字を示しているカナダの対米貿易収支がいつそう悪化することは避けられない。このような事態を防止するため、シャープ蔵相は「もし米国のガイドラインによって米系子会社が大量の商品を親会社から購入することになり、そのために米国・カナダ間の貿易関係がゆがめられることになれば、政府は直ちにそのような会社に対し商品の購入にあたっては独立のカナダの会社のように行動することを期待している

旨勧告するつもりである」と述べ、政府の態度を明らかにしている。

また、カナダ国内でより廉価に生産可能な原材料・部品が米国から多く輸入されれば、カナダ製品の割高を招くとして、国際競争力の面から米系子会社による対米輸入の増加を懸念する声があることも注目される。

(4)の金融政策の自主性と弾力性の問題も、インフレ傾向の顕著化に伴い、いよいよ重要視されつつある。金利平衡税の適用を受けてもよいから、対外準備水準についてのコミットメントは廃止すべきであるとか、自由変動相場制度への復帰により金融政策の弾力性を回復すべきであるというような極端な議論も一部にみられるのはそのためである。

この間、カナダ政府は上記コミットメントに従って本年にはいつから40百万ドルのカナダ債を米国から買い戻した(1月末現在金外貨準備高2,562百万ドル、前年末比102百万ドル減)。

一方、カナダ銀行は3月14日、国内景気の鎮静化を目的として、公定歩合を4%から5%へ引き上げた。これは米国商業銀行のプライム・レート引上げの直後に行なわれたものではあるが、金融当局はこの政策が主として国内経済事情によるものであることを強調していることから、当局によるカナダの金融政策の自主性、弾力性のデモンストレーションであるという皮肉な見方も出ている。

最近の動き——米国側の態度軟化

以上のような論議がカナダ国内で活発さを加えてきた折、3月11日からワシントンにおいて約2年ぶりに米カ経済閣僚会議が開催された。この会議において米国の国際収支対策が一つの重要な議題となったことはいうまでもない。とくに米国のガイドラインがカナダ主権を侵害するとのカナダ側の議論については、米国側が若干の歩み寄りを示したのではないかとみられる。すなわち、両国共同コミュニケによれば「米国政府は、カナダの米系子会社による親会社向けの利潤送金、購入・

販売、またはその他の金融・商業行為に関し、正常な事業活動にもとる行為をするよう要請するものではない」と述べられている。

カナダ側では、この表現は従来の米国のきびしい規制とは若干ニュアンスを異にするものと受け取られており、新聞報道によれば、カナダ政府は近く今回の閣僚会議の合意に基づき、カナダの米系子会社に対し次のような趣旨のガイドラインを提示するのではないかと予想されている。

(1) 米系子会社は、正常な事業活動の見地から運営せらるべきである。

(2) 米系子会社は、米国の親会社に対し正常な金額をこえる利潤送金を行なう必要はない。

(3) 米系子会社は、物資の購入先をカナダから米国に振り替える必要はない。

米国の親会社と密接な関係をもつ子会社に対し、このようなカナダのガイドラインがどの程度実質的效果を発揮するか疑問もあるが、カナダ政府がこのようなガイドラインを設定せざるを得なくなったことは、米国とあまりにも密接な関係にあるカナダの経済事情と国家的利害との矛盾を反映するものとみられる。

昨年のがが国の 対東南ア輸出動向

かが国総輸出の約4分の1を占める東南アジア向け輸出は、昨年、重化学工業品を中心に前年比23%方増加し、かなりの好調を示した。これを相手国別にみると、年間を通じ好調に推移した国がある一方、下期に至り伸び悩まないしは減少に転じた国も少なくなく、明暗の差が次第に目立ってきた点が注目される。以下、昨年の東南ア向け輸出の状況、その背景ならびに今後の課題につき若干の検討を加えることとしたい。

対東南ア輸出の状況

昨年におけるわが国の東南ア向け輸出(主要14か国、通関ベース)は1,997百万ドルに達し、その対前年比増加率は23.0%と、1956年(伸び率24.4

わが国の対東南ア輸出(1965年)

(単位・百万ドル)

	1月～6月		7月～12月		年 間	
	前 期 増 減 %	年 比 (△) %	前 期 増 減 %	年 比 (△) %	前 年 比 増 減 (△) %	
韓 国	89	53.4	91	82.0	180	65.1
台 湾	97	73.2	121	47.6	218	58.0
フ イ リ ピ ン	109	25.3	132	26.9	240	25.7
マ ラ ヤ	29	26.1	39	30.0	68	28.3
イ ン ド ネ シ ア	89	74.5	115	64.3	205	69.4
イ ン ド	105	14.1	98	1.0	203	7.4
パ キ ス タ ン	53	55.9	51	8.5	104	28.4
ビ ル マ	49	122.7	27	△18.2	76	38.2
シ ン ガ ポ ー ル	56	14.3	67	3.1	124	8.0
南 ベ ト ナ ム	13	18.2	24	4.3	37	8.8
カ ン ボ ジ ア	6	50.0	7	△12.5	13	18.2
タ イ	100	1.0	120	5.3	219	2.8
香 港	142	1.4	146	△4.0	288	△1.4
セ イ ロ ン	10	△23.1	12	20.0	22	△4.4
合 計	947	28.1	1,050	18.6	1,997	23.0
わが国の総輸出	3,930	36.3	4,522	19.3	8,452	26.7
(うち、東南ア%)	(24.1)		(23.2)		(23.6)	

(注) 通関統計。

%)以来の大幅な伸びを示した。これを半期別にみると、上期の対前年同期比増加率が28.1%の伸長を示したのに対し、下期のそれは18.6%(とくに第4四半期はわずか8.2%)と増勢鈍化の傾向がみられた。さらにこれを相手国別についてみると、①韓国、台湾、フィリピンなどのように年間を通じて高水準の増加を続けた国、②インド、パキスタン、ビルマなどのように上期が好調な伸びを示したのに対し、下期は伸び悩まないしは減少に転じた国、③香港、タイ、セイロンなどのように年間を通じて低調を示した国の三つのグループに大別されるが、とくに下期に至って各グループ間の明暗差が目立ってきた点が特徴として指摘されよう。なお、商品別にみると、総じて軽工業品は伸び悩んでいるのに対し、一方化学品、金属製品、機械、船舶など重化学工業品が引き続き好調で、このうち、とくに機械、金属製品輸出が東南ア諸国の工業化推進に伴い著増したのが注目される。